

# Newsletter



Institute for International Monetary Affairs  
公益財団法人 国際通貨研究所

## インドネシアの銀行セクター

～健全性と効率性の向上を目指した制度改革は道半ば～

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 上席研究員  
山中 崇  
[tyamanaka@iima.or.jp](mailto:tyamanaka@iima.or.jp)

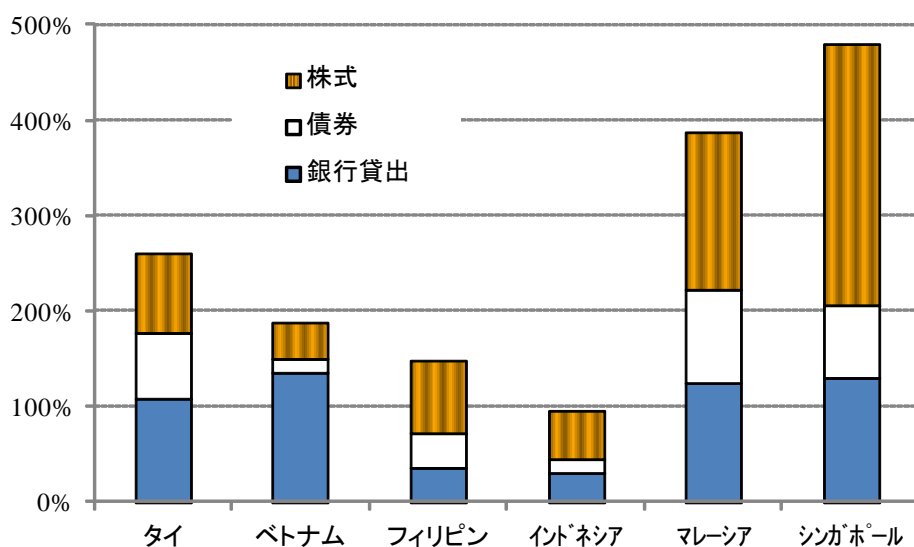
### 《要 旨》

- アジア通貨危機により、インドネシアの銀行部門は全体で債務超過に陥り、金融システムは機能不全に陥った。その後、政府による巨額の資本注入などでようやく銀行部門は回復に転じた。2003年には国際通貨基金（IMF）による支援を卒業し、インドネシアの銀行行政は危機対応モードから平時モードに戻った。
- インドネシア政府は銀行部門の強化に向けて改革に乗り出した。2004年にはインドネシア中央銀行（以下、中銀）が、銀行改革の中長期的な指針となる「インドネシア銀行アーキテクチャー」を発表。これは、健全で効率性の高い銀行部門を構築することでインドネシア経済の持続的成長に資するための改革である。
- これに則り、同国の銀行規制は、銀行統合、自己資本の充実を促す方向で強化された。その後、改革は順調に進み、銀行セクターの健全性は大きく改善した。商業銀行の数はアジア危機前から半減し、自己資本比率は16%台と中銀の目標を大きく上回っている。不良債権比率も2%近くまで低下した。
- しかし、インドネシアの銀行部門は経営効率が近隣諸国に比べて依然低く、その分、貸出金利が高止まりして銀行貸出が伸び悩むなど、改革は道半ばである。さらに、金融監督の一元化を控えてマクロとミクロのプルーデンス政策の調和が求められるなど、多くの課題を抱えている。
- インドネシアは政治の安定と経済成長を取り戻し、将来の経済大国化が期待されている。経済成長に貢献できるよう、銀行セクターは健全性と効率性の一段の向上が求められている。

## 1. インドネシアの銀行セクターの概要

インドネシアでは資本市場が未発達なことから、金融セクターの中で銀行部門は突出した存在となっている。例えば、全金融機関の資産のうち銀行が8割近くを占めている。ただし、金融セクター自体が経済規模に比して小さく、銀行貸出の対GDP比率は約30%と他の東南アジア諸国と比べて低水準に止まっている（図表1）。

図表1：東南アジア各国の金融セクターの規模（2010年、GDP比）



（資料）IMF、WFE、AsianBondsOnline

銀行部門の中核をなす商業銀行は2011年末時点で120行存在する。所有形態や業務内容により、①国営銀行、②民間銀行、③外国銀行、④外国との合弁銀行、⑤地方開発銀行の5種類に区分されている（図表2）。

国営銀行は4行ある。業務内容は民間銀行と差異がないが1行当たりの規模が大きく、商業銀行の資産総額の3分の1強を占めている。アジア通貨危機後、インドネシア政府は債務超過に陥った国営銀行を閉鎖せず、資本注入と統合により存続させたため、さらに1行当たりの規模が肥大化し、全4行とも資産規模で上位10位内に入っている。民間銀行は66行ある。資産シェアは4割強と最大だが、1行当たりの平均資産額は国営銀行の14分の1に止まる。外国銀行は、外国銀行との合弁銀行を合わせて全体の1割強のシェアを持っている。インドネシア政府は経営効率の低い国営銀行を民営化する方針だが、政府の保有する国営銀行株を国内資本だけでは吸収しきれないことから、外国銀行に寄せる期待は大きい。また、リスク管理技術の移転や中小企業向け貸出における競争促進などの面でも外国銀行の役割を期待している。地方開発銀行は、文字通り地方

の経済開発を目的とした中長期貸出を中心業務としている。

インドネシアの銀行セクターは、資産が少数の大手行へ集中しているのが特徴で、上位 10 行で商業銀行全体の 63%を占めている（2011 年末）。10 行の中でも、1 位の Bank Mandiri と 10 位の Bank Tabungan Negara では 5 倍以上の格差がある。他方、財務基盤の脆弱な小規模銀行が多数存在している。

図表 2：インドネシアの商業銀行（2011 年末）

|                                     | 銀行数<br>(行) | 総資産額<br>(兆ルピア) | シェア<br>(%) |
|-------------------------------------|------------|----------------|------------|
| 国営銀行 (State Owned Banks)            | 4          | 1328           | (36.4)     |
| 民間銀行 (Private Owned Banks)          | 66         | 1571           | (43.0)     |
| 外国銀行 (Foreign Owned Banks)          | 10         | 268            | (7.3)      |
| 外国銀行との合弁銀行 (Joint Venture Banks)    | 14         | 181            | (5.0)      |
| 地方開発銀行 (Regional Development Banks) | 26         | 304            | (8.3)      |
| 合 計                                 | 120        | 3653           | (100.0)    |

(資料) Bank Indonesia

### イスラム金融

世界最大のムスリム人口を抱えるインドネシアでは、イスラム金融の重要性が高まっている。2011 年末時点でイスラム商業銀行は 11 行あり、イスラム銀行ユニットを内部に持つ商業銀行は 23 行存在する。しかし、インドネシアにおけるイスラム金融の歴史は浅い。アジア通貨危機時にイスラム銀行のダメージが比較的小さかったことや、中東などからの投資資金を呼び込むための手段として、最近になり注目されるようになった。

インドネシアでイスラム金融の活動が活発になったのは 2002 年以降である。2002 年、インドネシア中銀 (Bank Indonesia : BI) はイスラム銀行発展のための詳細な計画である「The Blueprint of Islamic Banking Development in Indonesia」を発表した。「Blueprint」には、「包括的な規制・監督の枠組みがない」、「サービスの範囲が限られている」、「一般の利用者に十分に認知されていない」、「国際イスラム銀行の水準を充たしていない」などの問題点を解決し、イスラム金融を拡大させるための具体的なステップが示されている。

各取引がイスラムの教えに則っているか (シャリーア適格) を判断する機関 (シャリーア・ボード) は、インドネシアでは国家レベルと各機関レベルに置かれている。国家レベルのシャリーア・ボードは国家シャリーア協議会 (DNS) である。DNS は、イスラム金融取引の内容をシャリーア原則に照らして精査した上で、ファトワという形で指針を發布することを任務としている。一方、個別銀行レベルではシャリーア監視委員会

(DPS) の設置が義務付けられている。DPS の役割は、各銀行における金融活動がシャリーア適格であるかどうかを審議することである。このようなシャリーア・コンプライアンスの実践を円滑に行うため、BI は行内にイスラム銀行委員会を設置している。イスラム銀行委員会はファトワを中央銀行規則に反映させる機能を持っている。

## 2. アジア通貨危機後の銀行改革

### (1) 金融危機発生と銀行部門の再建

アジア通貨危機（1997-98 年）以前のインドネシアの銀行セクターの基盤は非常に脆弱だった。銀行に対する規制・監督が十分に機能しなかったこと、金融自由化により金融グローバル化の影響にさらされたこと、コーポレート・ガバナンスが弱かったこと、などがその要因である。

金融危機の発生により、その脆弱性が一気に表面化した。ルピアの暴落で輸入価格が高騰してインフレが急伸、国内金利の急上昇でインドネシア経済が急激に悪化すると、企業業績の悪化から銀行の不良債権比率は一気に 40%を超え、商業銀行部門全体で債務超過に転じた。信用不安の高まりから銀行の資金調達力は著しく低下し、金融システムは機能不全に陥った。

こうした事態を受け、インドネシアは 1997 年 10 月に IMF の支援下に入った。インドネシア政府は 1998 年 1 月、金融システム安定化策として、全銀行の預金・債務を全額保証するとともに、銀行への資本注入や不良債権処理を行うインドネシア銀行再建庁（IBRA）を設立した。IBRA は自己資本比率を基準にして、すべての商業銀行を「閉鎖する銀行」、「再建する銀行」、「そのまま存続させる銀行」に分類し、再建する銀行には国債（recap bonds）と銀行の優先株の交換という形で資本注入を行った。資本注入を受けた銀行は計 38 行となり、資産ベースでは銀行セクターの 67%に及んだ。

巨額の公的資金投入や不良債権の IBRA への移管などにより、銀行部門は次第に安定を取り戻した。資本増強プログラムは 2000 年までに終了し、IBRA は 2000 年から保有銀行株の売却を始めた。2003 年には銀行の不良債権比率が 6%台まで下がり、インドネシアは IMF の支援プログラムを卒業した。IBRA は 2004 年 2 月に解散した。

### (2) 銀行部門の強化に向けた改革

こうしてインドネシアの金融行政は危機対応モードから平時モードへと戻った。そこでインドネシア政府は、銀行部門の強化に向けて改革に乗り出した。

当局が問題視していたのは、オーババンキングに伴う中小銀行を中心とした経営基盤の脆弱さと経営効率の低さ、さらにそこから生じる銀行貸出の伸び悩みである。インドネシアでは、1988 年の第 2 次金融自由化により民間銀行の参入が自由化された結果、

多数の企業グループの経理部門が銀行として独立し財務基盤が脆弱な小銀行が乱立した。アジア通貨危機で商業銀行の数は1996年末の239行から2003年末には138行まで減少したものの、当局はインドネシアの経済規模からみてまだオーバーバンキングの状態にあると判断した。そして、自己資本不足、経営効率の低さによる貸出金利の高止まりなどが、銀行貸出の対GDP比を他国に比べて低位に止めていると分析した。

2004年にはBIが、インドネシアの銀行改革の中長期的（10～15年後）な指針となる「Indonesian Banking Architecture（API）」を発表した。これは、健全で効率性の高い銀行部門を構築することにより、インドネシア経済の持続的な成長に資するための改革である。具体的には、資本力のない脆弱な銀行群を統合・合併により整理して銀行数の削減を図り、自己資本の充実と合わせて銀行経営基盤を強化し、健全で効率的な銀行システムを構築することを目指している。APIは、①健全な銀行構造、②効果的な規制体制、③効果的かつ独立した監督体制、④強固な銀行業、⑤適切な金融インフラ、⑥銀行顧客の保護の6本柱からなっている。なお、BIは、APIの中で将来の商業銀行のあるべき姿を示しており、「対外プレゼンスのある国際銀行2～3行」、「多様な業務を全国展開する全国銀行3～5行」、「特定分野へ経営資源を投入する専門銀行30～50行」、「その他農村銀行および業務範囲を限定した銀行」からなる全体像を描いている。

### 3. 金融監督体制の見直し

銀行改革の中で、監督体制の見直しは大きな柱の一つとなっている。前述のように、銀行に対する監督が十分に機能しなかったことがインドネシアの銀行セクターの脆弱性をもたらしていた要因の一つだからである。

#### (1) これまでの金融監督体制

銀行部門の監督は中央銀行であるBIが担ってきた。BIは「1968年中央銀行法」によって発足したが、「1998年銀行法」が制定されるまでは監督権限が限られ、独立性も十分に確保されていなかった。それまでは銀行免許の付与・取消権限は財務省が持っており、BIは財務大臣が委員長である通貨監督委員会の監督を受けていた。銀行検査も財務省とBIの双方が実施していた。1991年に自己資本規制などの健全性（プルーデンス）規制が導入されたが、BIに十分な銀行監督権限がなかったためこれらは十分に遵守されず、実効性を持たなかった。

スハルト政権崩壊後の1998年、IMFからの要請もあって銀行法が改正され、銀行設立や支店開設の認可、銀行免許の取り消し、銀行の合併・統廃合の認可、銀行に対する行政措置決定など、すべての銀行監督権限をBIが単独で持つようになった。さらに「1999年新中央銀行法」でBIは「政府やその他機関から独立した国家機関」とされ、

独立性が法律に明記された。こうしてようやく BI の独立性が確保されることになった。なお、独立性を強調するあまりバランスを欠いたことから、2004 年の中央銀行法改正では過度の独立性の修正が行われた。現在、BI は国会が選任した専門家からなる監督委員会の監督下であり、定期的に国会と政府に報告する義務を負っている。

銀行以外の金融機関（証券取引所、証券会社、保険、年金基金、ファイナンスカンパニーなど）については、資本市場監督庁（BAPEPAM-LK）が監督権限を有している。こちらも監督システムが十分に機能しているとは言い難い。例えば、BAPEPAM-LK はジャカルタに本部があるだけで出先機関を持たず、広大な国土に広がる数千のノンバンク金融機関を監督するにはキャパシティに問題がある。このため、地方を中心に多くの金融機関が監督・規制の網から漏れているのが実情である。

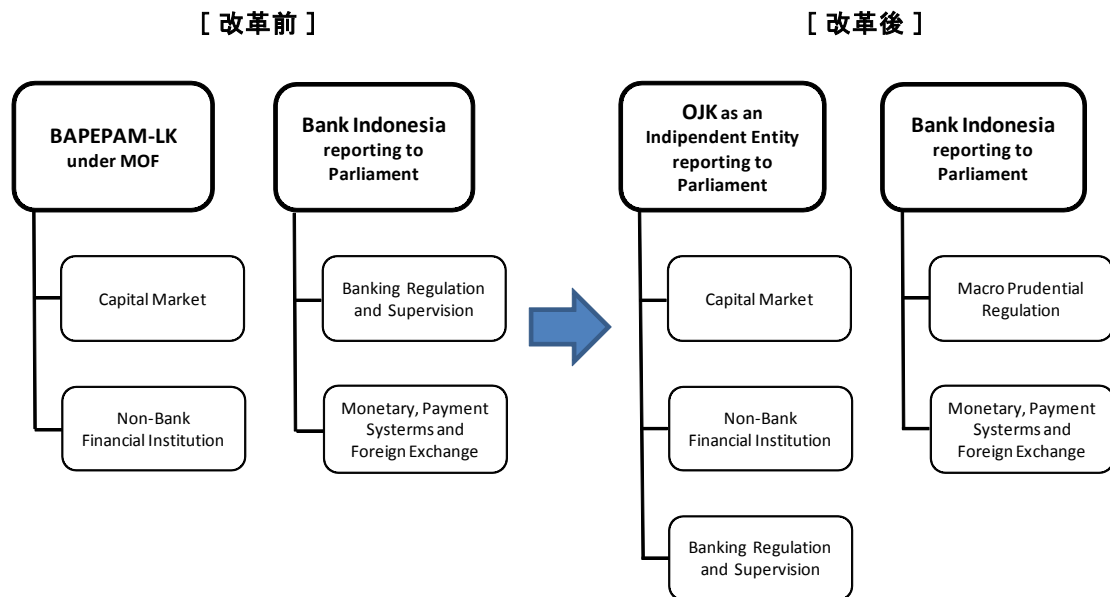
## （2）金融サービス庁（OJK）創設による金融監督の一元化

こうした状況に対し、IMF はアジア通貨危機の直後から、BI と BAPEPAM-LK が持つ監督権限を移管して、金融サービス業を一元的に監督する機関を設立する構想を持っていた。背景には、①監督機関によって規制の内容・質がばらばら、②ノンバンク金融機関の多くが規制の網にかかっていない、③金融犯罪が市場をまたがる取引で蔓延している、などの状況があった。

このため、IMF の意向を受け 2002 年 12 月末までに金融セクターすべてを監督する独立機関を設置することが 1999 年中央銀行法に盛り込まれた。その後、BI の反発で同構想は大きく遅れたが、2011 年 10 月、ようやく金融サービス庁（OJK）の設置法が国会で成立した。これにより、2012 年末までに BAPEPAM-LK の監督権限が、また 2013 年末までに BI の監督権限が OJK に移管され、2014 年 1 月から完全な姿で発足する予定となっている（図表 3）。

OJK 設置法は金融監督制度改革の骨格を示しただけで、どのようにして規制内容を均質化し金融セクターすべてに規制の網をかけるかなどについては明記されていない。現時点で分かっていることを記すと、OJK の職務は、規制、監督、検査、捜査、免許付与、合併承認、リスク管理、マネーロンダリング監視、消費者保護など、広範囲にわたっている。この組織を運営するのが「理事会（board of commissioner）」である。理事会は 9 名の理事により構成され、このうち 7 名は国会が選出し、大統領令により正式に決定される。残り 2 名は中銀と財務省がそれぞれ指名する。理事のうち、3 名が銀行、資本市場、ノンバンクをそれぞれ監督する。OJK は財務省、BI、預金保険公社とともに金融システム安定フォーラム（FSSF）を構成し、各機関同士の協力や情報交換により、金融危機時にはシステミック・リスクに素早く対応することとされている。また、OJK の運営コストは当初は国費で、長期的には監督する金融機関からの手数料徴収により負担されることになっている。

図表 3 : インドネシアの金融監督制度改革の姿



(資料) BAPEPAM-LK

#### 4. インドネシアの主な銀行規制

BI の「Indonesian Banking Booklet 2011」によると、インドネシアの銀行規制は①銀行の設立・経営・所有に関わる規制、②銀行業務・商品に関わる規制、③健全性に関わる規制、④銀行格付け制度に関わる規制、⑤自主規制に関わる規制、⑥銀行の資金調達に関わる規制、⑦中小企業に関する条項、⑧その他の規制に区分されている。2004年の銀行改革以降は、健全で効率性の高い銀行セクターの構築という目標の下、健全性規制を中心に、銀行統合、自己資本の充実を促す方向で規制が強化されている。以下、主な規制についてみてみよう。

##### (1) 自己資本規制

自己資本比率を8%以上に維持することを義務付けるもので、健全性規制の中核をなしている。2005年からは、信用リスクやオペレーショナルリスクに加えて、資産規模10兆ルピア以上の銀行などについては、市場リスクについてもリスクアセットに換算することを義務づけている。

2005年には、銀行システムの強化を目的に「商業銀行の最低Tier 1資本に関する中央銀行規則」が制定された。これは自己資本の基本的項目(Tier 1)を1000億ルピア以上にすることを義務付け、充足できない銀行の合併・統合を促すものである。商業銀行の

新規設立最低資本金は 1998 年に 3 兆ルピアに引き上げられたが、ほとんどの銀行がそれ以前に設立されたため、同規則により自己資本の増強に迫られることとなった。

#### (2) Single Presence Policy (単一持株政策)

一つの経済主体が複数の銀行の支配株主（発行済株式の議決権の 25%以上を保有する者、または議決権保有は 25%未満でも直接・間接に銀行を支配している者）になることを禁止する規定で、2006 年に導入された。銀行の所有構造の調整により銀行統合を進めることが目的である。また、銀行監督の効率性改善も期待されている（同一所有者が持つ銀行を一つにまとめた方が監督しやすく効率的という判断によるもの）。

なお、同規則は、外国銀行、外資との合弁銀行については適用除外とされている。インドネシアは世界貿易機関（WTO）を批准しており、他国との互恵的關係への配慮によるものである。また、通常の商業銀行とシャリーア原理に基づく商業銀行（イスラム銀行）の 2 つを所有することについても適用除外とされている。

#### (3) 銀行の合併・統合へのインセンティブ付与

2006 年に「銀行統合のフレームワークにおけるインセンティブに関する中央銀行規則」が制定された。合併・統合を行う銀行に、①外国為替銀行となる認可条件の緩和、②支払準備規制の一時緩和、③法定貸出限度超過分の調整に対する時間的猶予付与、④支店新設を許可する条件の緩和、などのインセンティブを与えることで銀行統合を進める狙いがある。実際には、支店を持たない小規模銀行が多く外為銀行となるメリットが大きくないなど、効果が疑問視されており、税制面での優遇措置などで実効性を高めることが求められている。

#### (4) 資産分類と貸倒引当基準

各行は、支払遅延日数などの定量的要因に定性的要因を加えた総合判断により、貸出債権を正常債権と不稼働債権に、また不稼働債権をさらに **Special Mention**、**Sub-standard**、**Doubtful**、**Loss** の 4 つに分類しなければならない。そして、毎月末に他の報告事項とともに BI に対して報告が義務付けられている。2005 年には、同一債務者の資産分類が複数の取引銀行で分かれた場合、最も厳しい資産分類に統一するよう、規制内容が強化された。

貸倒引当は、正常債権（中銀証券、国債、現金担保付き債権を除く）については債権額の 1%、不稼働債権については担保価値控除後の債権額に対して **Special Mention**～5%、**Sub-standard**～15%、**Doubtful**～50%、**Loss**～100%の引当率が規定されている。

#### (5) 法定貸出限度規制

特定の企業や企業グループに対する過度な貸出集中を排除することにより、銀行の与



信リスクの分散を促すもの。また、以前から問題視されていた企業グループの内部金融へ規制をかけることも狙いとされている。関係会社ではない貸出先に対しては、1 債務者当たり資本金の 20%、1 グループ当たりでは 25%、関係会社に対しては資本金の 10% を貸出の上限としている。なお、同規制は貸出伸び悩み解消策との関連で、過去、限度額が増減されてきた。

#### (6) 銀行格付け

銀行は「健全性格付け (Bank Soundness Rating: BSR)」の維持・向上を義務付けられており、最低半年に 1 回、BSR の自己評価をしなければならない。BI も銀行の BSR 評価を行い、検査結果や銀行からの定期報告、その他の情報を反映させてこれをアップデートする。両者の評価が異なる場合は BI の評価を採用する。BSR 評価はリスクプロファイル、コーポレート・ガバナンス、収益、資本の状況を勘案して総合的に行われる。この結果、銀行は Excellent、Sound、Fairly Sound、Poor、Unsound の 5 つの格付けに分類される。

#### (7) ネットオープンポジション規制

外貨建て資産と外貨建て負債のネットバランス (Net Open Position) を自己資本の 20% 以内に抑える規制で、外貨資金調達を制約するものである。取引終了時点だけでなく、取引時間中も 30 分ごとの維持が義務付けられている。

#### (8) マネーロンダリング規制

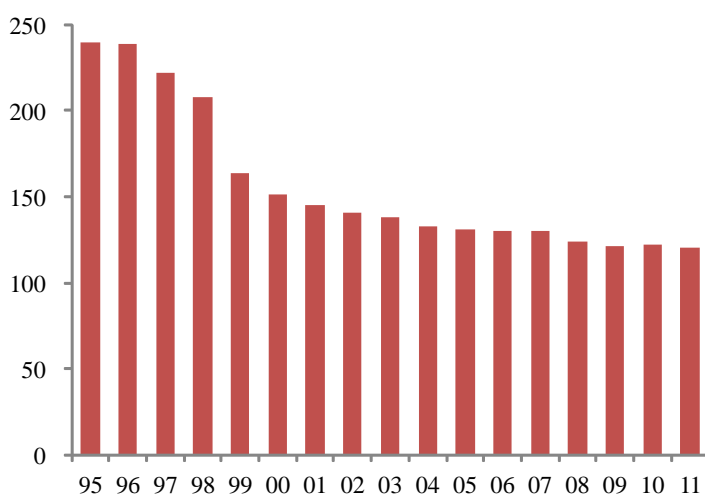
銀行は「マネーロンダリング・テロ資金供与防止プログラム (APU and PPT)」の実施を義務づけられている。具体的には、APU and PPT に関する自行の方針・施策の成文化、顧客に対するデュー・ディリジェンス (資産査定)、従業員のスクリーニング、疑わしい取引の「金融取引報告分析センター (PPATK)」への報告、などである。APU and PPT の評価結果は各行の格付け (BSR) に反映される。

### 5. 最近の銀行セクターのパフォーマンスと今後の課題

健全性と効率性の向上を目指したインドネシアの金融改革はこれまでのところ順調に進み、銀行セクターの健全性は大きく改善している。2011 年末の数値でみると、商業銀行の数は 120 行と API の目標からはまだオーバーバンキングの状態にあるが、2003 年末の 138 行から 1 割以上減少しており、銀行の統合は着実に進んだ。アジア通貨危機前からは半減している (図表 4)。自己資本比率は 16.1% と最低所要自己資本比率の 8% は無論、BI の非公式目標である 12% をも超過している。また、預貸率は上昇が続き 80%

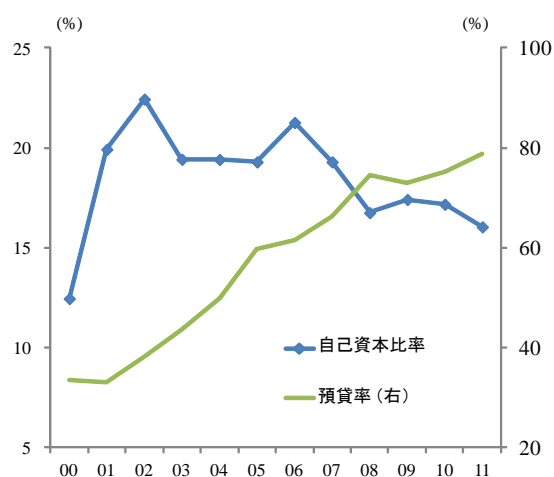
近くまで戻ってきた<sup>1</sup>（図表 5）。資産内容も改善し、不良債権比率は 2.17%と危険ラインとされる 5%を下回った。この結果、収益力も高まり、総資産利益率（ROA）は 3.03%とASEAN平均の 1.14%を大きく上回っている（図表 6）。こうした銀行セクターの回復は、欧州ソブリン危機などの逆風の中でも堅調を維持する実体経済とプラスの相乗効果を生み出している。

**図表 4：商業銀行数の推移**



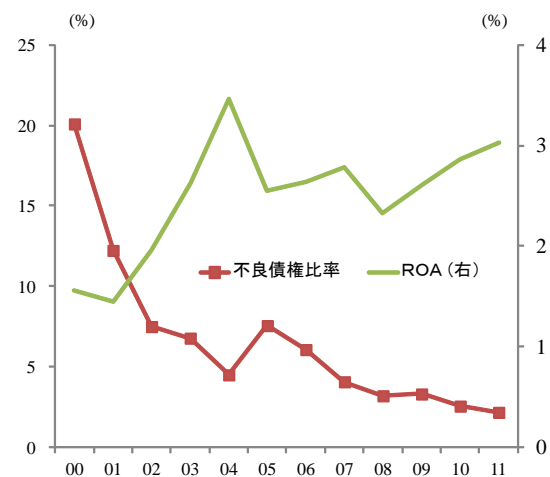
（資料）Bank Indonesia

**図表 5：商業銀行の自己資本比率と預貸率**



（資料）Bank Indonesia

**図表 6：同、不良債権比率とROA**

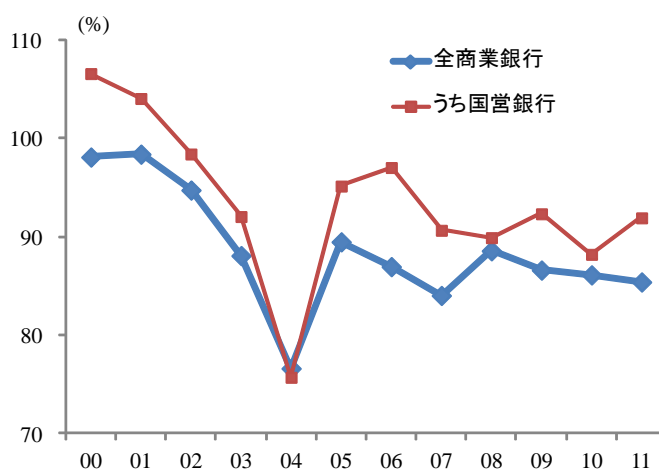


（資料）Bank Indonesia

<sup>1</sup> 商業銀行はアジア通貨危機で政府から資本注入を受ける際、優先株との交換で国債を入手した。この国債を市場で売却して貸出の原資を得ることにより、自己資本比率を維持しながら預貸率を大きく引き上げることができた。なお、BIは銀行貸出の促進を目的に、預貸率を2011年3月より（当時の水準から引き上げて）78～100%とする規制を導入した。

しかし、課題も残っている。「効率性」の点では、経営効率の代理指標である営業経費率（＝営業費用／営業収入）の改善傾向にブレーキがかかり、2011年は85.42%とASEAN各国の40～60%に比べて高止まりしたままである（図表7）。国営銀行が引き続き全体の足を引っ張っている。BIのDarmin Nasution総裁によれば、こうした経営効率の低さは高い貸出金利につながっており、政策金利と貸出金利のスプレッドは6%前後と、マレーシア（3%台）などを大きく上回っている。このため、企業は資金調達の半分以上を内部資金に頼り、銀行貸出が伸び悩む結果、冒頭でみたように銀行貸出の対GDP比率は他国に比べて、低位に止まっている。2015年のASEAN経済共同体（AEC）発足を控え、効率性改善による銀行セクターの競争力向上は喫緊の課題である。

図表7：商業銀行の営業経費率



(資料) Bank Indonesia

「健全性」の面でも課題が残っている。2014年からOJKが完全始動するが、監督機関を統合したからといって健全性の向上が自動的に保証されるものではない。金融監督の実効性を上げるには、新しい監督機関に強い権限と十分なリソース（人、予算）を与えること、監督スキルを確立すること、関係機関との協力体制を確立することなど、やるべきことは多い。とりわけOJK設立当初は、BIとOJKの綿密な協力体制を確立することが最重要課題となる。金融システムの安定にはマクロ、ミクロ両面からのプルーデンス政策が欠かせない。しかし、現在の法律は、OJKの職務としてマクロ・プルーデンス政策を割り当てていない。このため、マクロ・プルーデンス政策を担当するBIとの協調が不可欠となる。他国の事例では、金融機関監督を担当するFSA（英国金融サービス機構）とイングランド銀行（英国中央銀行）との間の情報共有が不足したことが英国ノーザン・ロック銀行の破綻の一因になったとされている。この点、金融システムの安定を守り、システムック・リスクに効果的に対処するには、BIが引き続きシステム上重要な大手銀行の情報に直接・リアルタイムでアクセスできることが保証される必要が

ある。

さらに、IMFからは、①監督者に対する法的保護が不十分なため、問題銀行の処理などで監督者が監督上の判断・意思決定を躊躇する恐れがある、②自己資本や資産分類の基準が甘く、自己資本比率が2%強底上げされている可能性がある、③商業銀行は資産と負債の期間（maturity）のミスマッチから、特に金利リスクに対して脆弱である、などの問題点を指摘されており、対応を迫られている。

インドネシアはアジア通貨危機後の混乱と停滞を乗り越え、政治の安定と経済成長を取り戻した。世界第4位の人口を抱える同国は、将来の経済大国化が期待されている。経済成長に十分貢献できるよう、銀行セクターは健全性と効率性の一段の向上が求められている。

以上

（主要参考文献）

Bank Indonesia (2011) Indonesian Banking Booklet 2011.

—— (2011) “Building Efficient Equilibrium towards Sustainable Growth” (by Darmin Nasution, Bankers’ Dinner – 4 December 2011)

—— Financial Stability Review, various issues.

—— Indonesian Banking Statistics, various issues.

International Monetary Fund (2010) “Indonesia: Financial System Stability Assessment” (IMF Country Report No. 10/288)

国際通貨研究所 (2005) 「国際協力銀行委託 インドネシアにおける銀行セクターの調査」

田澤元章 (2007) 「インドネシア」『金融庁委託 アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』（日本貿易振興機構アジア経済研究所、第10章）

濱田美紀 (2009) 「インドネシアのイスラーム金融制度の整備・拡充の動向」『イスラーム金融のグローバル化と各国の対応』（日本貿易振興機構アジア経済研究所、第6章）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>